

2020/3/11 名古屋市議会教育子ども委員会（名古屋城部分）

（名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし）

伊神邦彦（自民・千種区）：委員長

委員長 山田昌弘（民主・千種区）：伊神委員

伊神邦彦（自民・千種区）：それじゃ私からはですね、先般起きました、名古屋城展示収蔵施設、外構工事における特別史跡の毀損事件について、これ事件だよ、についてちょっと伺いたいと思います。

で、まずこの毀損したっていうことは文化財保護法違反だった。

これ法律違反だということは、言われます。

これ現実に昨日の市民経済局の委員会の中で、現実にその文化財保護法違反に該当する可能性がある案件というふうに答弁を観光文化交流局はしておりますが、教育委員会の考え方はどうですか。

片岡室長：文化財保護室長片岡

委員長 山田昌弘（民主・千種区）：片岡室長

片岡室長：はい。今のお尋ねの件でございますけれども、今回の毀損がですね、文化財保護法違反に該当するかどうかということを明確に申し上げるということではできかねますけれども、その可能性がある極めて重大な事態であるというふうに認識をしております。

委員長 山田昌弘（民主・千種区）：伊神委員

伊神邦彦（自民・千種区）：可能性がある。極めて重大な国の宝を壊したと。こういうことだよ。

それでね、みんなでちょっと調べてみました。

何に該当するかというと、第 196 条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処する。なかなかの罰がついとる法律違反を誰かがやったんだわなこれ。誰かが。

で、2 項で、規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の云々とあるんだけど。

この場合、この毀損された石垣っていうか基礎は、所有者が誰に当たるんですか。

委員長 山田昌弘（民主・千種区）：片岡室長

片岡室長：特別史跡名古屋城跡のですね、所有関係は国が所有する部分、それから市が所有する部分、名古屋鉄道が所有する部分ということでいろんな所有関係が混在しておりますけれども、全体の管理団体として、名古屋市が指定を受けているということでございまして、もうしわけございません、今回毀損のあった石列自身の所有関係っていうのがすぐにはちょっとお答えができかねますのでご了承ください。

伊神邦彦（自民・千種区）：所有者がわからん。所有者はわからんのなら誰に許可もらって工事やったのか。どういうこと？それ

片岡室長：所有関係としてはですね、いくつかの都市がちょっと混在をしております、ただ管理団体としては全体を名古屋市が管理をしておりますので、今回の整備工事につきましては、名古屋市長が申請者ということで、国の方に現状変更許可しております。

伊神邦彦（自民・千種区）：そうすると、その解釈からいくと、所有者と言われるものは市長に当たるんだなこれ。管理団体の長だから。ということは、これ誰かがこれ誰が告発するかだけれども、もちろん裁判やることになるんだろうけども。

5年以下の懲役に河村市長がなるんだな。判決で負ければ。そういうことか。すげー話だなこれ。そういうことでいいの。

片岡室長：申し訳ございませんが実際に例えば告発されるとどうなるかとかいうような具体的な手続きについては今すぐにここでお答えすることができません。

伊神邦彦（自民・千種区）：お答えすることはできません、とは、所有者であるときはと法律で決まってるじゃん。所有者が誰かと聞いたら国なり名鉄なり市なり、それはよくわからんから市が管理団体だと言った。管理団体の長は誰かと言ったら市長だ。じゃあ市長が所有者ってことになるんじゃないのこれ。

では誰も所有者がないのなら誰が誰が監督して工事やったんだ。  
市長が管理者だから工事やれたんでしょう？

片岡室長：繰り返しの答弁になりまして恐縮ですが、管理団体である名古屋市はあの整備主体として国の方に現状変更許可申請をしております。

伊神邦彦（自民・千種区）：申請したんでしょう。申請したということは所有者が申請したんでしょう。

だから禁固か罰金か懲役か知らんけどもその対象になるのは河村市長ということやな。

片岡室長：申しわけございませんが、この条文がですね、実際に実際にどのように適用されているということは私ちょっと存じ上げておりませんのでお答えができませんことをご容赦ください。

伊神邦彦（自民・千種区）：次に、第 197 条で、次の各号のいずれかに該当する者は、**50 万円以下の罰金に処する。**

ここでも規定をされておって、許可を受けず、もしくはその許可の条件に従わないで、重要文化財もしくは史跡名勝云々とあって、変更し、条件に従わず毀損した場合は 50 万円の罰金となるわけだな。

この場合の条件というのは、なにをもって条件と考える？

片岡室長：こちらはですね、本市からの現状変更許可申請に対しまして、文化庁長官の方から許可文書というのが交付されます。

その許可文書にですね、条件が付されておりまして、その条件は「施工に際して、名古屋市文化財担当部局、職員（埋蔵文化財担当）の立ちあいを求めること」という条件がついておりまして、これに該当するというふうに理解をしております。

伊神邦彦（自民・千種区）：そうするとこれあとで聞くけど、その条件に従わないでこれもしってというのは、したがっていないことは明らかなんだとあとで明らかにするけれども、その場合の 50 万円は誰が払うんだ。

片岡室長：繰り返しの答弁になりまして恐縮ですが、この条文の罰則規定がですね。際どいように適用されるかということが今すぐ私にはちょっとはっきりわかりかねますのでご了承ください。それからあのちょっと一点補足をさせていただきます。

今ちょっとお調べをさせていただきますして、先ほど所有関係、土地の方がですね、特別史跡名古屋城跡はいくつかの土地が混在しているということを申し上げたんですが、該当する今回の石列があった土地。ここは名古屋市所有の土地でございます。

ですから所有も名古屋市ということになります。

伊神邦彦（自民・千種区）：結果、名古屋市が所有ということは、文化財保護法違反の対象は名古屋市の長である河村市長が、もし裁判になった場合は有罪を受けた場合は有罪になった場合は懲役 5 年か禁固 5 年かということになるわけだな。まあめっちゃくちゃすごい犯罪を皆さんというか、観光文化交流局というか、がこれ起こした、犯したことになるんだなと思うのね。

で、今、ちょっと答弁があったんだけど、片岡さんから。  
こういうその自治体が所有者である国宝を毀損して裁判になった例はありますか。

片岡室長：多くの史跡というものがですね、自治体の所有であったりあるいは管理団体が自治体であったりという例は多々ございますけれども、今委員お尋ねのような所有者あるいは管理団体が自らそれを大きく毀損して裁判になったというような事例は私が知る限りでは把握してございません。

伊神邦彦（自民・千種区）：あのさ、まよは日本広しといえども、前代未聞のことをこれは誰がやったこれからはっきりしてくるんだろうけども。起こしたわけだわ。  
で、これ文化財保護という観点からしたときに、教育委員会がもうちょっときっちりこれはやってもらわなあかん。本当にここをきちっと国の宝というのは、国民の宝だからね。国民の宝を守るのは名古屋市であれば文化財保護室なんだから。  
ここはきちっとまずはやってもらわなあかん。これまず指摘をしておきます。  
それでね、3月の3月の5日ですか。文化庁に説明に行かれてますよね。  
このことについて、で当然この3月5日に文化庁に報告に行ったときには、文化財保護法違反であるということは認識していかれたんだよね。

片岡室長：先ほど申し上げた、文化財保護法に違反する可能性がある重大な事態だという認識は当然、事故、事件、事件が発覚した当初から持っておりましたので、当然そういった心構えというか認識を持って文化庁の方に赴いております。

伊神邦彦（自民・千種区）：そういう認識を持っていかれたとする。わかりました。それでね。それじゃちょっと聞きます。文化庁へ状況説明に行かれたわけだけど。  
文化庁はいろいろとこのことによって非常に厳しい指摘をされたというふうに向っております。で、どんな指摘をされたのか。もちろん控えてあるだろうから、一字一句。これ今からちょっと読んでください。それから、文化庁に行かれたときにどなたがこのことに対して対応してくれたのか文化庁の責任者、ここについても、読み上げてください。

片岡室長：ただ今ちょっと委員のご指摘あったときの記録をですね、取って控えておりますので、ちょっと長くなりますが読み上げさせていただきます。

「大きな問題である。名古屋市がこの掘削計画で立ちあいがいないという判断をしたのは、遺構保存の認識は甘いと言わざるを得ない。現状変更許可申請書には重機と人力の併用とあるが、学芸員が立ち会っていないと判断ができない。副申における教育委員会の判断も甘いということになる。

今後の名古屋市の計画においても本当にできるのかと思われる。

この先どうするかをよく考え、再発防止策を立てること。  
毀損届を出してもらって判断することになるが、徹底した再発防止策が求められる。  
外構工事は取りやめて、どう毀損したのか、現地の状況を、きちんと把握をする。  
原因自体を究明しないといけない。どうしてこうなったのかも、事実を分析する。  
さらに検証発掘をする。どう調査するのか、専門家とよく相談し、現場を見てもらって指導を仰ぐ。その上で、毀損した箇所をどう修復するかについて、有識者を交えて検討する。  
再発防止策、組織体制の問題を検討する。  
具体的な仕組みとして示していただく必要がある。  
展示収蔵施設の外構をどうするかは、これらの一定のめどがたってから」というような、あのご指摘をちょうだいしました。  
相対していただいたのは、史跡を所管する文化庁の文化財第二課というところがございますが、ここの文化財第二課長様とそれから課長補佐様。それから、主任文化財調査官という方がお二人。4人で私どものお話を聞いていただきました。  
以上でございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：あの、文化財第二課長さんが対応されたということですよね。で、一般的に皆さんが文化庁に様々な報告、相談に行かれたときに、こういう二課長さんが対応されるものですか。

片岡室長：通常、史跡における現状変更のご相談というようなことで文化庁に赴くことはしばしばありますけれども、そのときに応対していただくのは、いわゆる文化財調査官と。今回で言うとあの、お2人の主任の方がご参加いただいておりますけれども、これらの方々でございます。  
文化第二課長さんに私、現在の文化財第二課長さんに私自身がお目通りしたのは今回が初めてでございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：そうするとね。今回報告に行くにあたって、初めてキャリア二課長さんが出てくることについて、知ってて行ったの？それとも向こうに行ったら、二課長さんが対応されたの。

片岡室長：知らずにというのが適切かどうかわかりませんが、先方に赴きますと二課長さんのおいでになられて、非常に異例、重大な案件であるので課長も出席をさせていただくというようなことで、現場でお話を伺いました。

伊神邦彦（自民・千種区）：うん。文化財保護法の重大な毀損に当たるということを認識しながら、それで、二課長さんが出てくるということもわからず、行ってびっくりした。

ということは、教育委員会が今回のこの毀損事件について、まあ壊してしまったらしょうがないと。いう程度の認識じゃないんじゃないのこれ。

二課長が出てくる重大案件であるという認識がまったくもってなしに、法律を犯したことを報告に行ったとこういうことだよ。

片岡室長：あの、甘い認識ではございませんけれども、当初よりこの状況は把握して私自身が現場を見たその瞬間より、これは言葉をちょっと言葉を失うような一大事態だという認識で当初よりおりました。はい。

伊神邦彦（自民・千種区）：重大認識はあったというのであれば重大認識はあったんでしょう。

じゃあね、とりあえずそこはまだ次続きますけども、先日経済水道委員会でこの起こった経緯を資料として出されております。

3月の2日の1時30分にバックホウで堀削開始。

ずっと経緯を書いたものがあります。

で、こういった資料、次回まで同じようなものを出していただけますか。それから、ここに、この委員会にいつ報告したか。委員会の委員にいつ報告したか。これもあわせて資料の中に入れていただきたい。

でそこで、資料は資料でいただきますが、3月2日に事件、事件が起きて、3日にそれぞれ文化財保護室長香川さんが現地に行って、いろいろされて、4日に文化庁にメールをした。で、5日、文化庁に行った、こういう経緯なんだけど。

議員、この担当委員に連絡をしたのはいつですか。

片岡室長：はい。まず今ご要求があった資料については整理をしてご提出させていただきます。

それからこの教育子ども委員の皆様にはですね。状況報告させていただいたのは3月5日の夕方、ちょっと時間を正確に覚えておりませんが、6時、7時、あの夕方はかなり遅い時間だったと記憶をしております。

伊神邦彦（自民・千種区）：資料でもらうけど3月5日の夕方の6時ぐらいってことですね。こんだけの重大な事件が起きて、2日3日4日5日たって、議員に報告、担当委員の報告ということは、あんたたち何を隠蔽しとったんだ。

自分たちに都合のいい部分だけを作るために時間稼ぎをしたんじゃないのか。なぜこれをきちっと議会に起こったことを順次ここにあるように報告しないの。

これ隠ぺいしとったと言われても仕方ないぞ。

生涯学習部長：報告が遅れましたことは誠に申し訳ございませんでした。委員ご指摘の私ども本当にあの隠蔽とかそういうことは全く考えてございませんでしたが、今片岡文化財保護室長がお答え申し上げたように大変な事態を起こしてしまって、その情報収集、断片的に入ってくるものを一生懸命どうということが起こったのかっていう情報収集をしている中ですね、すいません。まだまとめきれなかったものですからご報告がなかなかおくれってしまったというのが実際でございまして、誠に申し訳ございませんでした。

伊神邦彦（自民・千種区）：今の報告は今、状況は聞きましたが、隠蔽したのではないかという疑惑は、今の説明では拭い去ることはできません。

要するに自分たちが隠せるものを隠したのではないかという思いは、これは私の心の中で今のところ消えてはおりません。

から次に、先ほどの文化庁からの指摘の中で、大きな問題である名古屋市がこの堀削計画で立会いがいないという判断をしたのは、ということになってますが、この学芸員の立会いについて伺います。

で、今回の工事の現状変更許可の条件、先ほど説明ありましたね、文化庁からの条件はこの学芸員の立ち会いについて同様に条件づけされておりますか。

片岡室長：文化庁からの許可文書に付された条件は名古屋市文化財担当部局職員（埋蔵文化財担当）の立ち会いを求めるということで書いてございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：そうだよな。

そうすると、この場合、いないという判断をしたのは、ということは立会いをしていなかった。ということだよな。今回の場合は、それを文化庁が指摘していたわけでしょう。そうすると、その文化財埋蔵文化財の担当者は、ここにおらなきゃいけない。どこいったんだこれ。

片岡室長：はい、今委員もご指摘の通り、今回の毀損が起こった堀削現場、ここはですね、名古屋城総合事務所の方では工事の施工計画を立てるときに、実際そこを掘る、その掘る範囲というのが、遺構まで達しない範囲の上層部を掘るという判断をしていたために、学芸員の立ち会いを要さないものというように判断をして施工していたので、そこの現場に学芸員がいなかったというのが事実関係でございまして。

伊神邦彦（自民・千種区）：浅いところを掘るから、要するに遺跡か遺構に達しないところを掘るから、学芸員はいないと判断したと。こういうことですか。

片岡室長：委員ご指摘の通りでございまして。

伊神邦彦（自民・千種区）：石垣部会のメンバーさんの千田教授がツイッターで書いてますね。

「国特別史跡名古屋城跡内で建設工事を行うにも関わらず、工事箇所の発掘を適切に行わず、地下遺構の状況を確認しないまま工事を実施して、管理団体みずからが特別史跡を破壊したのであれば、問題は極めて深刻だ。」

ここで、石垣部会の千田教授は「きちっと発掘工事を事前にやって、遺構遺跡があるかないか、どこにあるのか調べて、その上でやるべきだ」ということを後からになって指摘してるんだよね。

このことは、別に千田さんが今言うまでもなく以前からその事は言われてるわけで、この工事の基本設計は誰がどうやってやったんだこれ。発掘調査なしで基本設計をしたの？

片岡室長：毀損のあった箇所では事前の発掘調査というのを平成 24 年度と 30 年度、2 回にわたって部分的な発掘調査をやって、部分的な発掘調査をやって、その発掘結果からは地下の遺構の状況の推定をするわけなんですけれども。

結果としてはその推定が一つには間違っていたということ。それから、その間違っただけのまあ調査結果といいますか分析結果をもとに、名古屋城保存整備室の方で工事の設計をしたということ。その 2 点がことが起こった経緯の中にございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：ちょっと待ってよ。間違っただけで 23.24 でやったけど。やったけど、そこにはないと、思ったから工事をやっちゃったとこういうことですか。ございます。

片岡室長：平成 24 年度とその 30 年度、2 ヶ年にわたって 2 ヶ年にわたってトレンチという溝のような部分を掘って、地下の遺構の状況を確認するということなんですけれども、それで発掘した地下の遺構の深さ。あの遺構の深さという判断が間違っていたということでございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：あの、間違っただけでこと足りるわけじゃないので、要は、文化財保護法に関する教育委員会の考え方がここにもあらわれとるのかなあという気がするよこれ。何遍もいうけど国民の宝だからねこれ。

で本来なら、文化庁は、埋蔵文化財の担当さんに立ち会いなさいと条件つけとるわけでしょう。それでもなお、それでもなお、だけど、その条件には反して、立ち会わなかった。ということは、さっきの文化財保護法のね。第 197 条の許可の条件に従わないで文化財をっていうことに当たるわけだ。

二重三重に法律違反を犯しながらこの工事を進めたということは、わかりました。

それでね。

もうあまり時間ないんで、あとで資料、さっき言った資料もらいますけれどもその資料の中に、「今後の名古屋市の計画においても本当にできるのかと思われる。この先どうするかをよく考え、再発防止を立てること」とこう言われとるんだね。この「今後の名古屋市の計画においても、本当にできるのかと思われる」というこの文。この部分。

これは、昨日行われた経済水道委員会で、名古屋城さん名古屋城の職員さんは「天守閣の木造復元も含まれる」と。今後名古屋市の計画においても本当にできるのかと思う、思われる。思われる中には、要するにこれやっちゃいかぬという中には、天守閣の木造復元も含まれる。名古屋城の担当者はいっとるけど、教育委員会の見解はどうですか。

片岡室長：特別史跡名古屋城跡では今回の毀損があった展示収蔵施設の外構工事以外にもいろいろな工事が行われています。

それから今後いろんな調査、あるいは工事、そういったものが予定されている中に、もちろん委員ご指摘の名古屋城木造天守閣の復元事業というのもありますので、そういったあの広い全てのことを含んで今回のこの文化庁のコメントというのは発せられたというふうに受けとめております。

伊神邦彦（自民・千種区）：そうすると、これからいろんなことが行われるわけだけでも、当然この今の事件の起こしたところは止まるだろうし、他の今やってることもこれ止めちゃうわけだけでも。天守閣の木造復元もこれで止まるというふうに考えていいんだね。

当分の間は

片岡室長：木造天守閣復元事業は、観光文化交流局の所管でございますので、その進捗とかスケジュールについてなかなか私申し上げにくいということはございますけれども、あのただ、この今回の毀損は極めて大きな案件でございますので、これをしっかりした対処というのが当面必要になる。

まずはこの当面の対処をしっかりとやらなければいけないということでございますので、そういった意味では、なかなか今この状況で次のことを考えるというような状況にはないかなというふうに認識してございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：まあ確かに天守閣の木造復元については観光文化交流局がやることだけでも、あなたのところは文化庁に出す様々の資料に対して、文化財保護室がきちっとその内容をチェックして、それで、副申書というものをつけて出すんだよね。

これは前回の決算委員会だったかな、その副申書のあり方おかしいと言って散々怒鳴った記憶は私はあるのだけでも、ああいうことはないよね。

副申書はこう言う文化庁から本当にできるのかと思われるという疑いがある中で、副申書

を提出しますか文化庁に？観光文化交流局からこうしたいと言ってきたものを、あんたたちがそれは止めるべきだと僕は思うけれども。それは止めるよね。

片岡室長：今回の事案の重大さを踏まえますと、まず当面の対処をしっかりとやって、この我々の対処に対して各方面の理解が得られない限り、次の、例えば現状変更許可申請みたいなものを提出したり、あるいは事前に相談したりというような機運はとても出てこないではないかというふうに思います。

伊神邦彦（自民・千種区）：確認です。今の観光文化交流局は、今度は 31 日に何か会議をやるかと伺っておりますが、そういったところでいろんな動きがあるようですけども、教育委員会文化財保護室としては、とりあえず、この毀損事件がきちっと方向性が出るまで、もう一度裁判の結論が出るまでという言い方もあるんですけども、それまでは文化庁に対して副申書は出しませんよね。これは確認です。

片岡室長：副申書を提出をするというような状況は当分ないと思っています。

伊神邦彦（自民・千種区）：状況は変わります。状況ではないと思うのではなくて、教育委員会としてどうするかと聞いとる。状況を聞いとるわけではありません。

私も状況ではないことはよく理解しております。しかし、状況はそれぞれ事情によって変わるんです。変わってはは困るんです。

文化庁から何言われるんかわからん。

本当に名古屋城天守閣の木造がやりたいのであれば、文化庁ときちっとコンセンサス得ないと駄目だよ。そういう中でそんな文書を出したら文化庁が何を言うか。

よう考えてみる。ここは出しませんということをはっきり。断言、明言すべきだ。どう思う？

生涯学習部長：委員ご指摘の通り、文化庁のご理解、信頼回復がない中で副申書を添えて申達するということはあり得ないことだと考えております。

伊神邦彦（自民・千種区）：理解しました。それでね、あと実際の外構工事なんだけども。30年で23年お城調査をして、今の毀損した部分は、深さが正面から10cmから20cm程度ということはわかつたんだよね。ただ場所を間違えてたと、こういうことだよ。

片岡室長：少しちょっと説明が難しくなってしまうたら申し訳ないのですが、先ほど申し上げた試掘をしていると。試掘をしてその発掘調査した上でその遺構の深さというのを推定をしていると。この推定しているものがですね。

南の方と北の方の 2 ヶ所で事前発掘調査をやっているのですが、その結果、南の方から北の方にかけて緩やかに傾斜をしていくと。

そして一番南の方ではほぼ地表からあの深さのないところに遺構があり、北の端では、地表から 30 センチほど深いところに遺構面があるというような推定を立てておりました。したがって 10 センチの保護層を設けて、保護層っていうか 10 センチ遺構面よりも余裕を見て、表面のその土をすき取るような工事をしていたということでございまして、実際のところそれは推定に反して遺構は浅いところに実際にあったので、すき取るという工事の重機の爪がその遺構に当たって、その遺構を傷つけてしまったというような、そういった経緯で、事例が起こっております。

伊神邦彦（自民・千種区）：経緯はそうなんだろうと思う。んでね。

現状変更申請書には重機と人力の併用と書いてあるけども、地表にはほぼ出ている。から深いところでも 30 cm ということはわかってるのに、ここで重機を使うという発想がわたしにはわからんだわ。当然ねこれは文化財保護の観点からいったら、手堀りでしょう。

当然手堀りでしょう。それを入札は、これ作ったのはこれ。観光文化交流局だよ。観光文化交流局が入札条件作ったんだよ。何だ重機と人力の併用っていうのは。ちょっとそういう教えて。

片岡室長：工事の設計を立てたのは委員ご指摘の通り、観光文化交流局名古屋城総合事務所でございます。

それで、工事全体はその遺構の状態によって重機と人力を併用するというようなことは当然それらの申請書に書いてございましたので、私どももその認識をしておりましたけれども、実際にここの毀損が起こった。

具体的な手法、どちらを採用してやるのかっていうことまでは我々正確に把握しておりませんで、今委員がご指摘のように、この遺構の状況を踏まえたと、きちっと人力で細心の注意を持って掘削が行われるべき場所だというふうに思います。

伊神邦彦（自民・千種区）：そうだよ。そうなんだわ。

だから文化庁は、「遺構保存の認識が甘いと言わざるを得ない」と言って観光文化交流局ではなく、文化財保護室に対して、この意見を述べとるんだよ。

文化財保護室に対して文化庁は、まったくもって信用してないってこと述べとるんだよ。

そんなことで皆さんは本当にこの文化財保護行政をやっていけると思っているの。

こんな事件を起こして文化庁から指摘をされて、それでも保護室は、文化財保護行政を担っていけるといのように胸を張って言えますか。

部長：委員ご指摘の通り、現在文化庁から大変厳しい、言葉ご指摘をいただいている中で、

私個人的にも軽々しくそういう自信がありますということは正直申し上げられることはございません。

ただ一方で、一方で、市民の大切な文化財を守るという仕事があるということは事実でございますので、これはもう大変なこととしてしまったんですから、とにかく反省をして何が起こったのかを十分把握して、この仕事に、次こういうことが起こらないようにどのようにしていったらいいのか考え続けなければならないとこのように思っております。

伊神邦彦（自民・千種区）：まああのね、文化財保護室ばかりこう責めとつてもいかなのだけど、要は観光文化交流局が名古屋城の様々なそのことを今天守の木造建て替えを含めて所管して工事進めていますよね。

それを文化財保護の観点から、教育委員会の文化財保護室がチェックをしてそれで副申書というものをを出しておる。こういうふうになつとるわけだね。

で結果的にね。観光文化というのが表にあるんだわ。人を入れたい観光をやりたい。

それは表にあるから、どうしても緩い条件でこういうことを発注してまうんだ。

文化財保護に関しても、どちらかという文化財の保護という観点よりも、観光観光観光に力が入ってるから、結果的にこんなことが起きてしまったんだって。

で文化財保護室の責任は重いですよ。

重いけども、そういうことを許している名古屋市が俺おかしいと思う。

文化財保護というのは、観光とは違うぜ。先ほどのね、エジプトの今の点でもないけども。

きちっと保存した上で、客が来る。それはいい。保存もできないのに客よぶことばっか考えてて何な文化財保護室だ。何が教育委員会だ。

こんなことはきちっと観光文化交流局から文化財保護に関しては教育委員会が取り上げてでも俺はやるべきだと思う。これは私の思いね。

ほんな観光観光観光いっとつたら、日本の宝、国民の宝みんな毀損するよ。だから文化財保護室がちゃんとあるんだって。

だから今私は一遍局長に聞きたいけども。

文化財保護については教育委員会がきちっと僕は受けるべきだと思う。

僕の思いね。その僕の思いについて感想だけ述べて。お願いします。

鈴木教育長：失礼いたします。

先ほど来、文化財保護室長それから生涯学習部長がお答えさせていただいております。

文化財保護を所管いたします教育委員会として、本当に今回のことが起こってしまったこと、あの大変本当にとんでもないことが起こったと。そういうそれに対する教育委員会の責任も非常に重いというふうに思っております。今後のことにつきまして今回何が起こったのか、そしてこれからどうどのようにこのことを收拾し再発防止をしていくかっていうこと等につきましても、教育委員会の果たすべき役割は、非常に重いというふうに思っております。

おります。

今後その観光文化交流局とのすみ分けについてのお話につきましては、そういったことを明らかにする中ですね、教育委員会には教育委員会のお城があったというふうに自覚しておりますし、観光文化交流局の現場にもそういった責任があるというふうに思っておりますので、そのことを明らかにすると共に、今後の対応についても、業者ですね、しっかりと協議をしまいたいというふうに考えております。

伊神邦彦（自民・千種区）：そうだな、答弁できんわね。はい。

あのねまあ伺いました。最後に、大阪城あれはあの鉄筋コンクリートの天守閣であります。であれ築 80 年だったかな。有形登録文化財に当たっております。なっております文化財になっておりますね。名古屋城は同じく築 60 年。

あれを作った経緯はご承知の通り、民間から燃えた名古屋城をどうやっても再建したいということで、民間が 3 分の 1 の金を集めたんだよね。その民間の思いを買って名古屋市、県だったかな、が残り 3 分の 2 を集め、だして、それで出来た。こういう経緯があるからまさに市民の文化なんだわね。

名古屋城は、で名古屋城の天守閣は、その市民の思いが詰まった文化なんだ。だからこれを文化庁に持っていくと。有形文化財、登録してくれって持ってくと、文化財は文化庁は、私の聞いた話では文化財に指定をしますとこうおっしゃるとる。

文化財になるんだわ。なんでやらんの。これは管轄するその観光文化交流局がやることか、それとも文化財保護の観点から僕は教育委員会がやればよいと思うんだけども。

これ登録すべきではないですか。

片岡室長：委員ご指摘の登録文化財の制度っていうのはたしかにございまして、日本各地に鉄筋コンクリートの城は確かにございます。

これはやはりその戦後のある時期を中心に、その当時やっぱり文化を反映する建物として、そういったものがあるという認識でございまして、現に鉄筋コンクリートのお城で登録有形文化財になっている建物もございます。

これは登録有形文化財にしたいかどうかというのはやっぱりあの所有者の意向っていうのがですねまず基本にございますので、名古屋市の場合は、今の天守閣を木造で復元するという取り組みがある中で、なかなかそういう話にはならないのかなというふうに思っております。

伊神邦彦（自民・千種区）：ここで所有者が出てきたまた。所有者あれだな禁固刑ならやれるな。要するに所有者は木造復元したいから、登録文化財に申請をしない。

ようするに申請してしまうと文化財になるから。

そうすると全くこれを復元するために鉄筋コンクリートを壊すということについては文化

庁とさらなるさらなるさらなる打ち合わせがあるから、邪魔くさいから文化財登録はしない。こういう認識でいいんだね。

片岡室長：なかなか私からはちょっとということはありません。

伊神邦彦（自民・千種区）：まあそうだろうな。まったくもって市民の財産、宝ですから、これは登録文化財にすべきだ。

そしてきちっと登録文化財として保護しながら、建て替えるのであれば、保護しながらきちっと文化庁と打ち合わせをしてやっていくべきだと私は思う。

これは私の意見を述べて、とりあえず時間ですので質問を終わります。

岩本たかひろ（自民・緑区）：すいませんこういうこの後があるということなので、資料要求だけさせていただくことをお許してください。

先ほど3月2日から5日までの議会に報告するまでのスケジュールの資料要求はありましたが、文化庁とのやりとりのスケジュールの要求ってありました？なかった。ないんだっただらください。あともう一つ一点。文化財を保護するこの教育委員会として、本丸御殿のときに復元の議論をされたときに兼務という形で保存する活用するということの議論があったはずですから、今回来年度の組織編成を見ると兼務がなくなるんですよ。

私が言いたいのは、連携をすることがとっても大事で、別に教育委員会さんだけを責めるわけじゃないし、観光文化交流局だけを責めるわけじゃないから、名古屋市全体として文化財をどうあるべきなのかっていうような組織の一つだと思うんですよ。

で、それをやめるにあたってはなぜどこで決めたのか。

これを兼務を辞めるに至った経緯とその仕事の割り振りはどうになってしまうのかというようになところをしっかりと資料でお願いをしたいと思います。とりあえずこれでやめます。

委員長 山田昌弘（民主・千種区）：ただいまの資料要求よろしいですか。

片岡室長：先ほどのですね、時系列についての資料の中に、文化庁とのやりとりをいついつ行ったということも入れるということでもよろしいでしょうか。

そのとおりさせていただきます。

総務課長：もう一点ございまして兼務のやめることについてでございますが、それについてもやめるに至ったところの理由につきまして、また仕事の割り振りというところについてまとめさせていただきたいと思っております。

委員長 山田昌弘（民主・千種区）：はい、他にないようであります。

それではこれまでの資料要求について、当局より発言があればお許しいたします。

よろしいですか。はい。それでは資料の提出時期につきましては3月13日金曜日の総括質疑の日ということをご了承願います。

なおご要求のございました資料の調整につきましては正副委員長一任の扱いでよろしいでしょうか。

では左様取り扱わせていただきます。

本日の予定は以上であります。明日は午前10時より子ども青少年局関係の総括質疑を行います。これにて本日の委員会を散会いたします。お疲れさまでした。